

水田活用の直接支払交付金事業の実施について(農林水産大臣宛て)

| | |
|---|-----------------|
| ・ 実質的に水稲の作付けを行うことが困難な状況となっていた農地に係る交付金交付額(1) | 7035万円 |
| ・ 実績報告書の確認等が適切に実施されていなかった交付金交付額(2) | 100億9743万円 |
| ・ 対象作物の収量確認が適切に実施されておらず収量が相当程度低くなっていた交付金交付額(3) | 40億0504万円 |
| ・ 収量低下理由書の確認や改善指導の仕組みが十分に機能しておらず対象作物の収量増加に向けた改善が図られにくい状況となっていた交付金交付額(4) | (背景金額)27億7984万円 |
| ・ (1)から(3)までの純計 | 134億5200万円 |

1 水田活用の直接支払交付金事業の概要等

水田活用の直接支払交付金は、水田において戦略作物等の対象作物を生産する農業者(以下「交付対象農業者」)に対して国が直接交付するものであり、水田がたん水設備を有しない農地等に該当する場合は、水稲の作付けを行うことが困難な農地として、交付対象となる農地(以下「交付対象水田」)から除くこととなっている。また、交付金の交付に当たって、交付対象農業者は「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」(以下「実績報告書」)を作成し、その確認書類を添付して地域農業再生協議会に提出することなどとなっている。

そして、対象作物については、十分な収量が得られるように生産することが原則となっており、地方農政局等及び協議会は、適切な作付け、肥培管理、収穫等が行われていない可能性が高いと判断する場合には、その収量が相当程度低いものとなっていないかの確認(以下「収量確認」)をし、収量が相当程度低い場合には交付対象としないこととなっている。ただし、その場合であっても、収量低下が生じたと思われる要因等を記載した理由書等(以下「収量低下理由書」)が地方農政局等に提出され、その要因が自然災害等の交付対象農業者にとって不可抗力の要因(以下「合理的な理由」)によるものであることを地方農政局長等が確認できる場合には、交付対象とすることができることとなっている。また、合理的な理由であることが確認された場合であっても、翌年産において収量が相当程度低くなるおそれがあるときには、地方農政局長等は、当該交付対象農業者に対して翌年産以降の生産に向けて改善指導を行うこととなっている。そして、翌年産において、改善が確認できないなどの場合には交付対象とならないことがあることとなっている。

2 本院の検査結果

令和2、3両年度に8農政局等管内における198協議会の延べ207,925交付対象農業者に対して交付された交付金交付額計2393億9683万円を対象として検査した。

(1) 実質的に水稲の作付けを行うことが困難な農地に対して交付金が交付されている事態

延べ1,547交付対象農業者の交付対象水田(交付金交付額計7035万円)について、たん水設備等を有するなどしている農地であっても、国庫補助金等により処分制限期間内の園芸施設が設置等されている場合には、実質的に水稲の作付けを行うことが困難な農地と考えられるのに、交付金が交付されていた。

(2) 対象作物に係る実績報告書の確認等が適切に実施されていない事態

延べ8,746交付対象農業者について、提出された確認書類の内容が収量を把握できるものになっていないなどしており、農政局等及び協議会において対象作物の生産実績や収量が把握されていなかった。また、延べ2,001交付対象農業者について、飼料作物を自らの畜産経営に供する目的で生産(以下「自家利用」)した場合の確認書類に収量を記載していたものの、計画時の収量と1kg単位で同じ数値となっているなどしており、実際の収量に基づいているのか疑義がある報告となっていたのに、農政局等及び協議会において収量の妥当性について十分な確認が行われていなかった。

(上記延べ8,746交付対象農業者及び上記延べ2,001交付対象農業者の計延べ10,747交付対象農業者への交付金交付額計100億9743万円)。

(3) 収量確認が適切に実施されていない事態

延べ3,177交付対象農業者(交付金交付額計40億0504万円)について、実際の収量に基づき収量確認を行ったところ、飼料作物及びWCS用稲の10 a 当たりの収量(以下「単収」)が近傍ほ場の平均単収の1/2未満となっているなど収量が相当程度低くなっていたのに、定量的な方法による収量確認が行われていなかったことから、農政局等及び協議会はその状況を把握しないまま適切な生産が行われているとしていた。

(4) 収量低下理由書の確認や地方農政局長等による改善指導の仕組みが十分に機能しておらず、対象作物の収量増加に向けた改善が図られにくい状況となっている事態

収量低下理由書計3,130件のうち、合理的な理由があるとして交付対象としていたものが3,124件(3,130件に占める割合99.8%)となっていたが、このうち955件の内容は、当該収量低下に係る要因が合理的な理由によるものであるのか疑義のある内容を含むものとなっていたのに、地方農政局長等は、いずれも合理的な理由があるとしていた。

また、収量低下理由書を提出した延べ2,983交付対象農業者のうち、延べ730交付対象農業者について、複数年連続して収量低下理由書が地方農政局等に提出されており、翌年産においても収量が相当程度低くなるおそれがある状況となっていたのに改善指導は実施されていなかった。

このように前記の収量低下理由書955件を提出した交付対象農業者及び上記の延べ730交付対象農業者(これらに係る交付金交付額計27億7984万円)については、収量低下理由書の確認や改善指導の仕組みが十分に機能しているとは言い難く、現行制度では、対象作物の収量が相当程度低い場合であっても十分な収量が得られている場合と同様に交付金の交付を受けることもある運用となっており、対象作物の収量増加に向けた改善が図られにくい状況となっていた。

3 本院が要求する改善の処置及び表示する意見

農林水産省において、交付金事業が適切に実施されるよう、次のとおり改善の処置を要求し及び意見を表示する。

ア 交付対象水田の範囲について、水稻の作付けに当たり撤去が困難な処分制限期間内の園芸施設が設置等されているなどの場合に、実質的に水稻の作付けを行うことが困難な農地であるかどうかを判断できるように基準を定めること(会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

イ 対象作物に係る収量増加の重要性を踏まえ、実績報告書の確認書類については、収量が記載されている書類等を提出し又は保管させるなどして収量を把握できるようにすること。また、飼料作物を自家利用した場合の確認書類を明確に定めるとともに、自家利用については、第三者を介さないことを踏まえ、飼料作物の生産量や家畜への給餌量が記録された資料等を交付対象農業者に保管させ、必要に応じて、これを交付対象農業者から提出させるなどして確認書類に記載された収量の妥当性を確認できるようにすること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

ウ 飼料作物、WCS用稲等の対象作物について、協議会等に対して、地域の目安となる基準単収や近傍ほ場の平均単収を定めさせるなどして、協議会において、収量が相当程度低くないかなど、実際の収量に基づいた定量的な収量確認を行うことができるようにすること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

エ 収量低下理由書の確認方法や地方農政局長等による改善指導を実施する場合の基準等を具体的に定めてこれらの仕組みが十分に機能するようにすることや、収量が相当程度低い場合であっても、十分な収量が得られている場合と同様に交付金の交付を受けることもある現行制度の運用の見直しを検討することにより、交付対象農業者において対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずること(同法第36条の規定により意見を表示するもの)